

障害福祉課からのお知らせ

※問合せの記載がない事業等は、障害福祉課 ☎ 551・1742 へお問い合わせください。

障害福祉サービス等

障害者のための各種サービスについてお知らせします。

▼相談支援

・計画相談支援・障害児相談支援
【対象】自立支援または障害児通所支援の利用者

▼地域相談支援

・地域移行支援・地域定着支援
【対象】精神科病院や障害者支援施設を利用する18歳以上の方等

▼自立支援

・居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援・短期入所・療養介護・生活介護・施設入所支援・自立訓練・宿泊型自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援・共同生活援助・自立生活援助

・補装具費の支給
【対象】障害者手帳所持者等

▼障害児通所支援

・児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・在宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援

【対象】18歳未満の障害児等

▼原子爆弾被爆者援護

・居住地等変更届、医療費、各種手当の申請等

【対象】被爆者および被爆者の子

▼地域生活支援等

・相談支援・意思疎通支援・移動支援・地域活動支援センター・日中一時支援・重度身体障害者（児）訪問入浴サービス・重度身体障害児入浴サービス・日常生活用具給付・点字図書給付・住宅設備改善給付・おむつ等助成・寝具乾燥車

派遣

【対象】障害者手帳所持者等

▼指定収集袋（ごみ袋）・粗大ごみの減免

【対象】身体障害者手帳（1・2級）、愛の手帳（1・2度）または精神障害者保健福祉手帳（1級）所持者で市民税非課税世帯の方

【問合せ】環境課ごみ対策係 ☎ 551・1731

▼下水道使用料減免

【対象】身体障害者手帳（1・2級）、愛の手帳（1・2度）または精神障害者保健福祉手帳（1級）所持者で市民税非課税世帯の方

【問合せ】道路下水道課下水道グループ ☎ 551・1968

▼デージー図書の広報紙等

希望者にデージー方式のCDを送付します。

【対象】視覚障害1級・2級の方・声の「広報ふっさ」

【問合せ】秘書広報課広報広聴係 ☎ 551・1529、☎ 530・2015

・声の「市議会だより」

【問合せ】議会事務局庶務係 ☎ 551・1523

・声の「福生の教育」

【問合せ】教育総務課教育総務係 ☎ 551・1930

・声の「あなたとわたし」

【問合せ】協働推進課 ☎ 551・1590

▼図書館での支援

・外出が困難な方への図書の宅配
・本を読むことが困難な方への対面音訳

【問合せ】中央図書館 ☎ 553・3111

▼心身障害児の就学相談

【問合せ】教育委員会教育相談室 ☎ 551・7700

障害者への交通支援

障害者の日常生活の利便および拡大を図るとともに、経済的負担の軽減を図ります。

▼都営交通無料乗車券

都電、都バス、都営地下鉄に無料で乗車できます。

【対象】身体障害者・知的障害者・戦傷病者・原爆被爆者・生活保護受給世帯員・児童扶養手当受給世帯員・被救護者・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に規

定する支援給付を受けている方またはその配偶者

【申請に必要なもの】・対象者であることが証明できるもの（障害者手帳、証明書等）・更新の方は現在お持ちの無料乗車券

【更新手続】更新を希望する方は有効期限となる月の初日から手続ができます。

▼タクシー券・ガソリン券の給付

【対象】身体障害者手帳2級以上（内部、下肢、体幹機能障害は3級以上）、愛の手帳2度以上、進行性筋萎縮症または脳性まひの方（支給

限度内で併給も可。）※施設入所者は除く。

▼自動車改造費助成事業

就労などのために自動車を改造する場合に費用の一部を助成します。

【対象】18歳以上で、上肢、下肢または体幹機能にかかる障害が1級・2級の重度身体障害者の方

▼障害者自動車運転教習費助成事業

運転免許取得に必要な経費の一部を助成します。

【対象】市内に引き続き3か月以上住所を有する方で、身体障害者手

帳3級以上（内部障害は4級以上、下肢または体幹障害は5級以上で、歩行困難）または愛の手帳4度以上の方

▼自転車駐車場使用料免除

【対象】身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者
【問合せ】施設公園課施設公園グループ ☎ 551・1985

▼その他

・民営バスの割引・民営鉄道の割引・航空運賃の割引・有料道路通行料金の割引など

【問合せ】障害福祉課 ☎ 551・1742

所得税の医療費控除について（介護保険関連）

▼介護保険サービス利用料の医療費控除について

介護保険サービスの一部に医療費控除の対象となるサービスがあります。確定申告等で医療費控除をされる方は、介護保険事業者等から発行された領収書をご確認ください。

▼寝たきりの方のおむつ代の医療費控除について

傷病により、おおむね6か月以上にわたり寝たきりで、医師の治療を受けている方のおむつ代は、医療費控除の対象となります。

医療費控除を受けるためには、その方の治療を行っている医師が発行した「おむつ使用証明書」とおむつ代の領収書を、確定申告書に添付または提示が必要です。

医療費控除を受けるのが2年目以降で、要介護認定を受けている方は、「おむつ使用証明書」に代え、市が交付する確認書の添付または提示でも申告できます。

※その他医療費控除については、税務署にお問い合わせください。

【問合せ】青梅税務署 ☎ 0428・22・3185、介護福祉課介護保険係 ☎ 551・1764

東京都の医療券（気管支ぜん息）の更新手続きを忘れずに！大気汚染医療費助成制度のお知らせ！

東京都では、都内に1年

（3歳未満は6か月）以上在住の18歳未満で、気管支ぜん息等により患しているなど、要件を満たす方に対して、認定疾病に係る医療費（保険適用後の自己負担分）を助成しています。

認定を受けた有効期間満了後も引き続き助成を受けたい場合には、満了の1か月前を目安に、保健センターで忘れずに更新手続きをしてください。

※生年月日が平成9年4月1日以前で有効期間内の医療券をお持ちの方は、更新手続きを行わない場合、資格喪失となり、再度認定を受けられなくなります。

【問合せ】保健センター ☎ 552・0061

FVAC登録団体市民活動プレゼンテーション「子どもたちの今と未来」

市民の皆さんが市民活動を始めるきっかけとなることを目指し、団体が実施している小・中学生およびその保護者を対象とした教育支援活動などを紹介します。

【日時】3月23日(土)午後2時～4時

【場所】輝き市民サポートセンター

【対象】児童の保護者やその関係者、または市民活動に興味のある方

【定員】先着20人

【発表団体】ふっさ・子どもたちの未来づくり応援団

【申込み】2月18日(月)から、ふっさボランティア・

市民活動センター ☎ 552・2122へ。

「思いやり」の心をつなぐ「車いすボランティア養成講座」

車いすの扱い方を学び、受講後に小学校などの総合学習で、車いす体験ボランティアとしてご協力いただける方を募集します。

【日時】3月13日(水)午前10時～正午

【場所】福祉センター

【対象】市内在住・在勤・在学の方（経験は問いません。）

【定員】先着20人

【持ち物】動きやすい服装（ジーンズ、サンダル不可）

【申込み】2月18日(月)から、ふっさボランティア・市民活動センター ☎ 552・2122へ。

児童館で遊ぼう！（2月号の）

〈ひるば事業〉
乳幼児と保護者を対象とした、子育て支援事業です。

【武蔵野台児童館】
▼ファミリーミニ運動会

【日時】2月27日(水)午前11時～正午

【対象】乳幼児と保護者 ※児童館では、ほかに多くのイベントを開催しています。詳しくは下記のQRコードからご覧ください。

【問合せ】武蔵野台児童館 ☎ 553・8822



【ひとりで悩まず、まず相談を「成年後見制度相談」】【日時】3月14日(木)午後2時～4時【場所】福祉センター相談室【対象】高齢者・障害者やその家族など【定員】先着3人（予約制）※初めての相談の方に限ります。相談内容は秘密厳守。【申込み】2月18日(月)から電話で社会福祉協議会・成年後見センター福生 ☎ 552・5027へ。